

令和 4年12月 9日開会

令和 4年12月 日閉会

令和4年第7回八百津町議会（定例会）議案

八百津町議会

令和4年第7回八百津町議会定例会議事日程表

令和4年12月9日 午 時 分開議

日程第1	諸般の報告		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	議案第55号	八百津町個人情報保護法施行条例の制定について	1
日程第5	議案第56号	八百津町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定 について	5
日程第6	議案第57号	八百津町情報公開条例等の一部を改正する条例につい て	9
日程第7	議案第58号	八百津町職員の定年等に関する条例の一部を改正する 条例について	11
日程第8	議案第59号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について	24
日程第9	議案第60号	八百津町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正す る条例について	33
日程第10	議案第61号	八百津町いじめ防止対策推進条例の制定について	35
日程第11	議案第62号	令和4年度八百津町一般会計補正予算(第5号)	別冊
日程第12	議案第63号	令和4年度八百津町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)	別冊
日程第13	議案第64号	令和4年度八百津町水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
日程第14	議案第65号	令和4年度八百津町下水道事業会計補正予算 (第1号)	別冊
日程第15	議案第66号	美濃加茂市と八百津町の定住自立圏形成協定を変更す ることについて	40
日程第16	選 第 1 号	岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	42

議案第55号

八百津町個人情報保護法施行条例の制定について
八百津町個人情報保護法施行条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月9日提出

八百津町長 金子政則

令和4年八百津町条例第 号

八百津町個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長をいう。

(個人情報取扱事務の登録等)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 個人情報の収集先
- (8) その他規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも同様とする。

3 実施機関は、前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務が開始され、又は変更された日以後において、同項の登録をすることができる。

4 実施機関は、前2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

5 実施機関は、第2項及び第3項の規定による登録をしたとき又は前項の規定による登録の抹消をしたときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。

6 第1項から第3項までの規定は、本町の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福祉厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務については、適用

しない。

(手数料)

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求者は、当該開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受けるときは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、八百津町情報公開及び個人情報保護審査会条例（令和4年八百津町条例第 号）第1条に規定する八百津町情報公開及び個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(八百津町個人情報保護条例の廃止)

第2条 八百津町個人情報保護条例（平成15年八百津町条例第14号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の八百津町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第11条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第6号に規定する実施機関（以下「旧

実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者

- 2 この条例の施行の際現に旧条例第6条第1項の規定により作成されている登録簿は、第3条第1項の規定により作成された登録簿とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第6条第2項の規定により登録されている個人情報取扱事務は、第3条第2項の規定により登録された個人情報取扱事務とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第6条第5項の規定により一般の閲覧に供されている登録簿は、第3条第5項の規定により一般の閲覧に供された登録簿とみなす。
- 5 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第12条第1項若しくは第2項(旧条例第26条第1項において準用する場合を含む。)、第21条、第24条、第25条若しくは第25条の2の規定による請求又は第28条第1項の規定による申出がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除、利用及び提供の中止並びに利用停止並びに是正の申出については、なお従前の例による。
- 6 施行日前に旧条例の規定により旧条例第30条第1項の規定により町に置かれた同項に規定する八百津町情報公開及び個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第30条第6項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(提案説明)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の施行により個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部が改正されたことに伴い、八百津町個人情報保護条例を廃止し、同法を施行するために必要な事項を定めるため、条例を制定する。

議案第56号

八百津町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について
八百津町情報公開及び個人情報保護審査会条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月9日提出

八百津町長 金子政則

令和4年八百津町条例第 号

八百津町情報公開及び個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 八百津町情報公開条例（平成17年条例第3号）に基づく情報公開制度及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、八百津町情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 八百津町情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関及び八百津町個人情報保護法施行条例（令和4年八百津町条例第 号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。

(2) 地方公共団体等行政文書等 法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書又は八百津町情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。

(3) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

(所掌事務)

第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 八百津町情報公開条例第18条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(3) 八百津町個人情報保護法施行条例第5条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(4) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による諮問に応じ意見を述べること。

2 前項に定めるもののほか、審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する事項について、実施機関に対して意見を述べることができる。

(委員)

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限等)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求のあった地方公共団体等行政文書等若しくは保有個人情報その他の必要な書類の提出又は諮問に関する説明を求めることができる。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 第1項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人、関係実施機関の職員その他の関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明等を求め、その他必要な調査をすることができる。

4 審査会の調査審議の手續は、非公開とする。ただし、答申は、公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に八百津町個人情報保護法施行条例附則第2条の規定による廃止前の八百津町個人情報保護条例（平成15年八百津町条例第14号。以下、「旧個人情報保護条例」という。）第30条第1項の規定及び八百津町情報公開条例等の一部を改正する条例（令和4年八百津町条例第 号）第1条の規定による改正前の八百津町情報公開条例（平成17年八百津町条例第3号。以下、「旧情報公開条例」という。）第19条第1項の規定により町に置かれたこれらの項に規定する八百津町情報公開及び個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第4条第2項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

3 町長は、施行日前においても、第4条第2項の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

- 4 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧個人情報保護条例第30条第6項及び旧情報公開条例第19条第8項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(提案説明)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行により個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部が改正されたことに伴い、八百津町情報公開及び個人情報保護審査会の設置に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定する。

議案第57号

八百津町情報公開条例等の一部を改正する条例について

八百津町情報公開条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月9日提出

八百津町長 金子政則

令和4年八百津町条例第 号

八百津町情報公開条例等の一部を改正する条例

(八百津町情報公開条例の一部改正)

第1条 八百津町情報公開条例(平成17年八百津町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第6号中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改める。

第18条第1項中「八百津町情報公開及び個人情報保護審査会」を「八百津町情報公開及び個人情報保護審査会条例(令和4年八百津町条例第 号)に規定する八百津町情報公開及び個人情報保護審査会」に改める。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

(八百津町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 八百津町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例(平成17年八百津町条例第48号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「八百津町個人情報保護条例(平成15年八百津町条例第14号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び八百津町個人情報保護法施行条例(令和4年八百津町条例第 号)」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(提案説明)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の施行により個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正する。

議案第58号

八百津町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
八百津町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月9日提出

八百津町長 金子政則

令和4年八百津町条例第 号

八百津町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

八百津町職員の定年等に関する条例（昭和59年八百津町条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2

号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、八百津町職員の給与に関する条例(昭和30年八百津町条例第21号)第20条の2第1項(八百津町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和46年八百津町条例第10号)第2条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等を行おうとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第

4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢6

0年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の八百津町職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の八百津町職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当す

る基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

（2） 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

（3） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

（4） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達

年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、

特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3

項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規

定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日にお

る当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（提案説明）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）等の改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を創設するほか、所要の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正する。

議案第59号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙
のとおり定める。

令和4年12月9日提出

八百津町長 金子政則

令和4年八百津町条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(八百津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 八百津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年八百津町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(八百津町職員の降給に関する条例の一部改正)

第2条 八百津町職員の降給に関する条例(平成28年八百津町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」を「並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(八百津町職員の給与に関する条例附則第11項等の規定の適用を受ける職員に対する規定の適用)

2 八百津町職員の給与に関する条例附則第11項の規定その他町長が定める規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに八百津町職員の給与に関する条例附則第11項の規定その他町長が定める規定による降給とする」とする。

3 第5条の規定は、八百津町職員の給与に関する条例附則第11項の規定その他町長が定める規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、町長が定める規定により、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(八百津町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 八百津町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和42年八百津町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条中「期間、」の次に「その発令の日を受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額 $\frac{1}{5}$ に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

(八百津町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 八百津町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年八百津町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(再任用職員を除く。)」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 八百津町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員第10条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 八百津町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(八百津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 八百津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年八百津町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項第1号並びに第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(八百津町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 八百津町職員の育児休業等に関する条例(平成4年八百津町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年等条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 定年等条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第18条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短

時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第19条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(八百津町職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 八百津町職員の給与に関する条例（昭和30年八百津町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条の2を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第4条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第14条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第19条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の4第2項中「第8条の3」を「第4条第3項及び第4項、第5条並びに第8条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

11 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項並びに第5条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

- 1 2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 八百津町職員の定年等に関する条例（昭和59年八百津町条例第31号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 八百津町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 1 3 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 1 4 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 1 5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 6 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される

職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

18 育児短時間勤務職員等に対する附則第11項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料						
	月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第8条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年八百津町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条中「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(八百津町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 八百津町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和46年八百津町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(八百津町職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 八百津町職員の再任用に関する条例(平成12年八百津町条例第17号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(八百津町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第4条の規定による改正後の八百津町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

(八百津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の八百津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(八百津町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される八百津町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、八百津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
 - 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される八百津町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、八百津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
 - 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の八百津町職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第14条第2項の規定を適用する。
 - 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第19条第3項の規定を適用する。
 - 6 新給与条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
 - 7 八百津町職員の給与に関する条例第4条第3項及び第4項、第5条並びに第8条の3から第10条の2までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。
 - 8 新給与条例附則第11項から第18項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）
- 第6条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条

の規定を適用する。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の規定を適用する。

(提案説明)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等に伴い、職員の定年引上げ等に係る関係条例の整備等を行うため、条例の一部を改正する。

議案第60号

八百津町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
八百津町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月9日提出

八百津町長 金子政則

令和4年八百津町条例第 号

八百津町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

八百津町福祉医療費助成に関する条例（昭和50年八百津町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「15歳」を「満18歳」に改める。

第4条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、第8条第1項に規定する助成対象者が医療費の支給申請を行うことにより支給を受ける場合にあつては、当該額と社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定による一部負担金の額とを比較して少ない方の額とする。

第4条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 特別受給者については、保険給付等の対象となる療養の給付等又は他の法令の規定による医療に関する給付を受けた場合に、社会保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定又は他の法令の規定により算定した当該療養に要する費用の額から前項各号に掲げる額の合算額並びに社会保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定又は他の法令の規定により算定した当該療養（入院時食事療養を除く。）に要する費用の額に10分の1を乗じて得た額と社会保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定又は他の法令に規定する高額療養費が支給される場合の一部負担金の額に5分の3を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を控除した額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八百津町福祉医療費助成に関する条例の規定は、令和5年4月1日以後の療養の給付等に係る助成及び支給の申請から適用する。
- 3 町長は、この条例の施行の日前においても、改正後の八百津町福祉医療費助成に関する条例の施行に関する必要な準備行為をすることができる。

（提案説明）

八百津町福祉医療助成制度において、乳幼児等の対象年齢を拡大することにより、制度の充実を図るため、条例の一部を改正する。

議案第61号

八百津町いじめ防止対策推進条例の制定について
八百津町いじめ防止対策推進条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月9日提出

八百津町長 金子政則

令和4年八百津町条例第 号

八百津町いじめ防止対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に定めるもののほか、八百津町(以下「町」という。)におけるいじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、町、町立学校その他関係する者の責務等を明らかにするとともに、町の施策に関する基本的な事項を定めることにより、学校、家庭及び地域が連携し、いじめをなくし、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長することができる環境を整えるための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 法第1条に規定するいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 学校 八百津町小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和39年八百津町条例第7号）第1条第2項及び第3項に規定する小学校及び中学校をいう。
- (4) 児童等 学校に在籍する児童及び生徒をいう。
- (5) 子ども 児童等その他これらの者と等しくいじめの防止等の対象と認めることが適当である者をいう。
- (6) 保護者 児童等に対し親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）
- (7) 町民 町内に居住する者、又は町内に通勤し又は通学する者をいう。
- (8) 事業者 町内で事業活動、又は公益的な活動を行う個人及び団体をいう。
- (9) 関係機関等 児童等の健全育成に係る機関及び団体をいう。
- (10) 重大事態 法第28条第1項に規定する重大事態をいう。

(基本理念)

第3条 町は、いじめがどの子どもも被害者にも加害者にもなりうるもので、全ての子どもに関わる問題であるとの認識に立ち、子どもたちが安心して生活し、及び学ぶこ

とができる環境を整え、並びに互いに尊重し合う社会を実現するため、学校、家庭、地域その他関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して、いじめの防止等のための対策を行わなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 子どもは、いかなることがあっても、いじめを行ってはならない。

(町の責務)

第5条 町は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(学校及び学校の教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念に基づき全ての教育活動を通して、児童等がよりよい人間関係を形成するよう指導するとともに、自他の生命を尊重する心、人権感覚及び規範意識を育てなければならない。

2 学校及び学校の教職員は、児童等の実態把握に努めるとともに、いじめを受けていると思われるときは、その解決に向けて組織的かつ迅速に対処するものとする。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、成長及び発達に応じて適切な支援を行うとともに、子どもの心情を理解しながら、子どもが心身ともに安心して過ごせるよう努めなければならない。

2 保護者は、いじめを正しく理解するとともに、子どもに対し、いじめは犯罪とされる行為が含まれ、いじめを受けた人の心に深い傷を永く残す、絶対に許されない行為であることを十分理解させるよう努めなければならない。

(町民及び事業者の役割)

第8条 町民及び事業者（以下「町民等」という。）は、基本理念に基づき、地域において子どもの見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境をつくるよう努めなければならない。

2 町民等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合は、町、教育委員会又は関係機関等に情報を提供するよう努めなければならない。

(いじめ防止対策基本方針)

第9条 町は、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を基本方針として定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第10条 町は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき八百津町いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 連絡協議会は、次に掲げる事項に関し、協議等を行うものとする。

(1) いじめの防止等のための対策の推進に関すること。

(2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等に必要な事項に関すること。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(いじめ防止等対策審議会)

第11条 法第14条第3項の規定により協議会と連携し、いじめの防止等の対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、八百津町いじめ防止等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) いじめの防止等のための対策及び方針の策定に関すること。

(2) 重大事態に関する調査及び対応策に関すること。

3 審議会は、5人以内の委員をもって組織し、委員は、学識経験を有する者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。

4 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前4項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(いじめ問題調査委員会)

第12条 法第30条第2項の規定に基づき、町長の附属機関として、八百津町いじめ問題調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会は、町長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が行った法第28条第1項に規定する調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査（以下この条において「再調査」という。）を行う。

3 調査委員会は、5人以内の委員をもって組織し、委員は、学識経験を有する者、法律、医療に関する専門的な知識を有する者その他町長が必要と認める者のうちから町長が任命する。

4 調査委員会の委員の任期は、町長が任命したときから再調査が終了するときまでと

する。

5 前4項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町の規則で定める。

(その他の学校等への協力要請)

第13条 町は、町立学校以外の学校等に対して、いじめの防止等に関し、この条例の趣旨に基づき、適正な措置を講ずるよう協力を要請することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町及び教育委員会の規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案説明)

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、いじめの防止等の対策について基本理念を定め、町の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめをなくし、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長することができる環境を整えるため、本条例を制定する。

議案第66号

美濃加茂市と八百津町の定住自立圏形成協定を変更することについて

美濃加茂市及び八百津町の間における定住自立圏の形成に関する協定の一部を別紙のとおり変更することについて、八百津町議会の議決すべき事件に関する条例（平成22年八百津町条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月9日提出

八百津町長 金子政則

（提案説明）

美濃加茂市と八百津町の定住自立圏の形成に関する協定（令和3年4月1日）について、新たに連携を図る取組みに、地域公共交通を追加するため、協定の一部を変更する。

美濃加茂市と八百津町の定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定

美濃加茂市（以下「甲」という。）と八百津町（以下「乙」という。）が、令和3年4月1日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）について、その一部を次のように変更する。

原協定第3条（イ）に次のように加える。

【地域公共交通】

・圏域公共交通の整備

a 取組みの内容

圏域内を便利に移動できる公共交通網を整備する。

b 甲の役割

圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備において、中心的な役割を担う。

c 乙の役割

圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備に向けた各種事業に取り組む。

附 則

この協定は、令和5年4月1日から施行する。

選第1号

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月23日岐阜県指令市町村第1263号）第8条の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行う。

令和4年12月9日

八百津町議会議長 加藤良治

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条第2項の規定により、岐阜県後期
高齢者医療広域連合議会議員に次の者を指名推選する。

令和4年12月9日

八百津町議会議長 加藤良治

住 所 八百津町
氏 名 瀬 瀬 幸 美
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

住 所 八百津町
氏 名 加 藤 良 治
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生